

# インノケンティウス四世における教皇権

——教皇権の頂点か？——

## はじめに

一三世紀は教皇権の最盛期といわれる。インノケンティウス三世（以下、三世と略）からボニファティウス八世に至るこの世紀に、教皇は政治的問題にもしばしば介入し、その影響力を行使した。これと並行して、教会・国家関係が議論され、教皇の世俗的領域への介入権を正当化する理論が發展した。

J・A・ワットやB・ティアニの研究以来、中世教会の政治理論を一元論あるいは二元論の二分法で捉える態度は否定された。<sup>①</sup>

そこには聖俗両権の並立と霊的権力の優越が必ず、ともに見いだされるのである。これを踏まえて、筆者も前稿でインノケンティウス四世（教会法学者シニバルド・フィエスキ、以下、四世と略）の政治理論を検討し、彼が聖俗両権並立と教皇権の優越の主張を、

特定のケースにおける教皇の介入権という形で両立させていることを明らかにし、それは教会法の伝統にたつものであるとした。<sup>②</sup>

しかし、現在でも多くの研究者は、四世によって教皇権優位の主張は頂点に達した、と主張している。たとえば、A・パラヴィチーニ・バリアーニは、一九九三年に出版された『キリスト教史』第五巻で、四世において「教皇権の優位性は、過去においてよりもいっそう断固たるもので、霊的権力の介入権はさらに拡大された」とし、また一九九四年の『教皇歴史事典』でも、「シニバルド・フィエスキはその教会法学と政治行動によって、神裁政治観念を一種の頂点まで押し上げた」と述べている。<sup>③</sup>

このような見解は、一九九〇年に出版されたA・メッローニの研究書によって確立したと言えるであろう。<sup>④</sup>これは四世についての久々の伝記的著作であるばかりでなく、教皇庁を取り巻く政治

尾 崎 秀 夫

状況の中に四世を位置づけ、四世の理論だけでなく、その政治行動と理論の関係を解明しようとした、野心的著作である。その内容は多岐にわたるが、ここでは教皇権と世俗権にかんする理論とその政治行動との関係について、簡単にまとめよう。メッローニによると、四世は伝統的な教皇権と帝権の共存という二元論的観念を捨て、皇帝を必要としない、教皇を中心軸とするキリスト教世界観を主張した。そのような新しい観念は、現実の政治行動、すなわち皇帝フリードリヒ二世の廃位と彼との闘争によって生まれた。四世の思想は初期の穩健なものから、後期の強権的なものへと変化・発展するとされ、メッローニが四世の著作である『教皇令集五卷註解』に認められるとする矛盾は、そのような思想的発展の結果であるという。

メッローニの著作に序言を寄せたティアニは、この作品が四世についての標準的記述になると述べている。たしかに、この著作での四世の生涯と理論についての叙述は詳細かつ的確であり、とりわけ理論については教皇権と世俗権の問題だけではなく、様々な問題についての見解を体系的に論じ、明らかにした研究として評価できる。だが、四世の教皇を中心軸とするキリスト教世界観の位置付けについては疑問がないわけではない。四世のキリスト教世界観は、以前の理論から隔絶したものであろうか。この

ような観念は、彼が皇帝を廃位したことから生まれたのであろうか。もしそうであるなら、以前の理論ではフリードリヒ二世の危機に対応できなかったのであろうか。また、四世は以前の理論、とりわけ三世の教皇令の主張をどのように修正・発展させたのであろうか。これらの問題については、三世の教皇令の主張と四世の註釈のそれを比較検討するのが有効な方法であるが、このような研究は管見の限り見あたらず、メッローニにおいても十分な根拠は示されていない。またメッローニは四世の理論が変化・発展したというが、四世の初期の見解を明らかにしていない。

本稿では、まず第一章で教皇権と世俗権との関係についての以前の理論と四世のそれとの関係を考察するため、このような問題についてもっとも重要な三世の三つの教皇令「ヴェネラビレム Venerabilem」「メル・ウフネゾレンム Per venerabilem」「ノウィット・イッレ Novit ille」につけた四世の註釈を検討する<sup>⑤</sup>。これらの註釈がいつ書かれたかを特定することはできないが、この検討によって教皇の世俗的領域への介入権について、三世の教皇令と四世の理論の基本的関係を明らかにすることができる。次に第二章ではメッローニが四世の新見解を示すものとして挙げる「エゲル・クイ・レニア」<sup>⑥</sup>、「リケト Licet」の註釈、廃位宣言の註釈を考察する。これによって、四世がその理論を発展させて、

教皇権を頂点に至らしめたのか、あるいは彼の理論はそれ以前の理論を継承しつつ、教会法学的に明確化させたものかであるのかを検討したい。四世の主張を以前の理論を発展させたものか、あるいはどうかは、一三世紀の教皇の政治理論をどのように理解するかにかかわる問題なのである。

- ① J. A. Watt, "The Theory of Papal Monarchy in the Thirteenth Century. (=Theory)" *Traditio* 20 (1964), pp. 179-317; B. Tierney, "The Continuity of Papal Political Theory in the Thirteenth Century (=Continuity)," *Medieval Studies* 27 (1965), p. 227-245.
- ② 拙稿「教皇インノケンティウス四世の政治理論における教皇権と世俗権」『史料』七七巻一号（以下「教皇権と世俗権」と略す）一九九四年。
- ③ Ed. A. Vaucher, *Histoire du Christianisme* 5: *Apogée de la Papauté et expansion de la chrétienté (1054-1274)*, Desclée 1993, p. 597; Ed. Ph. Levillain, *Dictionnaire Historique de la Papauté*, Fayard 1994, p. 882. 四世の政治理論の研究史については、拙稿「教皇インノケンティウス四世の政治理論について——研究史をめぐって——」『神戸大学史学年報』七号、一九九二年、五四—六七頁。同「教皇権と世俗権」三三—三六頁。
- ④ A. Melloni, *Innocenzo IV: La concezione e l'esperienza della cristianità come regimen unius personae*, Genova 1990. 入手が遅れ、前掲拙稿「教皇権と世俗権」では利用できなかった。
- ⑤ 三世の教皇令は ed. by E. Friedberg, *Corpus Iuris Canonici II* (=Friedberg, ID), Leipzig 1879, rep. Graz 1959. 四世の「教皇令集五巻註解」は Stinbaldis Fiscus, *Apparatus super V libros Decretalium*, Frankfurt 1570, rep. 1968 (=Apparatus).

⑥ キムス445 p. Herde, "Ein Pamphlet der päpstlichen Kurie gegen Kaiser Friedrich II. von 1245/46 ('Eger cui lenia'), *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 23 (1967), pp. 511-538.

## 第一章

ここでは、教皇権と世俗権の関係について最も重要な三つの三世の教皇令への四世の註釈を検討する。

### 第一節 教皇令「ウェネラビレム」の註釈

一九八八年に三世が即位した直後、帝国ではハインリヒ六世死後の、フィリップ・フォン・シュヴァーベンとオットー・フォン・ブラウンシュヴァイクによる帝位継承争いが始まった。<sup>①</sup> 両者はともに教皇の支持を求めたが、教皇は状況を見極めてから、オットー支持を表明した。これに対して、フィリップ側が教皇の帝位継承問題への介入に聖俗両権の相互不干渉を根拠に抗議し、選挙権は諸侯にあり、教皇は選ばれた者を承認、戴冠せねばならない、と主張した。そこで、三世は一二〇二年三月に、その行動を正当化し、教皇の皇帝選挙に対する一定の権利を主張する教皇令「ウ

エネラビレム」を發する。<sup>②</sup>

三世はまず、教皇特使が選挙人として行動しているという諸侯の非難に対し、諸侯の権限を奪うつもりは全くないとし、後に皇帝となる王を選出する権利が諸侯にあることをはっきりと承認する。しかし、そのような権利が諸侯の手に帰したのは、まさに教皇庁がギリシヤ人からゲルマン人に帝権を移転したが故である、との帝権移転論を付け加える。次に三世は、教皇には王に選出された者を審査する権限があると主張する。なぜなら、ドイツ王に塗油し、彼を聖別し、戴冠する権利は教皇に認められており、また一般に按手する者には審査権が承認されているからである。従って、教皇は選ばれた者が不適格であるなら戴冠を拒否することができるのである。また、二重選挙に際しては、とくに両者が教皇に塗油、聖別、戴冠を要請した後には、いずれかを支持することがができる。なぜなら、諸侯が合意せず、王が決まらなければ、教皇庁は防衛者を欠くというゆゆしき事態となるからである。すなわち、ドイツに派遣された教皇特使は、王を選ぼうとしたのではなく、王に選出された二人の人物の適格性を調査し、教皇に報告したのである。教皇はこの報告に基づき、フィリップは王としての戴冠を受けるべきアーヘン以外の場所で、ケルン大司教以外の人物に戴冠され、オットーはアーヘンで、ケルン大司教から戴冠

を受けたが故に、前者ではなく後者を王と判断する、と宣言する。「ウェネラビレム」は、帝国の二重選挙への教皇の介入を正当化する政治的文書であり、二つの点で重要である。一つは、教皇庁による帝権移転、すなわち、八〇〇年の教皇レオ三世によるカール一世の戴冠によって、諸侯に皇帝選挙権がもたらされたという理論、もう一つは、教皇には選出された者を審査する権利がある、という主張である。

では、四世はこの教皇令にどのような註釈を加えているのだろうか。<sup>③</sup>まず、帝権移転にかんする部分については意外なほど簡単で、四世は「ゲルマン人へ」という箇所について、「コンスタンティノーブルの皇帝が皇帝と呼ばれるのは正しくない」と述べているだけである。四世は帝権移転については説明の必要がないと考えたのであろうか。彼が皇帝フリードリヒ二世を廃位した後、諸侯に皇帝となる者を選出するよう勧告する書簡でも帝権移転には全く触れていないことから、四世は諸侯の皇帝選挙権を帝権移転と結びつける考えはなかったと判断できる。<sup>④</sup>

四世は、帝権移転と諸侯の皇帝選挙権を結びつけていないだけではない。そもそも彼は帝権移転に、この註釈の箇所を除いて、全く言及していないのである。<sup>⑤</sup>彼は皇帝を廃位した教皇であり、帝権移転論は教皇の皇帝廃位権の根拠として大いに利用される

理論であるように思われるが、廢位宣言でも、教皇の書簡でも、また廢位宣言の註釈でも、まったく言及されていない。<sup>⑥</sup> すなわち、帝権移転論にかんして、四世が三世を上回る主張を展開しているところか、この理論を利用しようと思っていないのである。

では、四世は皇帝選挙に対して、教皇のいかなる権限を主張するのであろうか。まず彼は、按手する者に審査権があるということとを根拠に、教皇は戴冠される者を審査し、これを拒否することもあり得る、と主張する。また、諸侯が複数の人物を選出した場合は、教皇がその中から審査して決定する。これらの主張は「ウエネラビレム」の主張を繰り返したものにすぎない。「ウエネラビレム」に見られない主張は、諸侯が皇帝を選出しないなら教皇が選ぶという主張である。だが、これは「ウエネラビレム」という、二重選挙介入という現実の状況において発せられた政治的文書と、教会法の註釈という学問的著作との違いと考えるべきであらう。実際、諸侯が選挙を行わず、皇帝が決まらないなら、教皇自身が教会の防衛者たる皇帝を選出するという考えは、「ウエネラビレム」やその他の三世の主張から十分に導き出される主張であらう。この註釈では、もう一つ注目すべき見解が認められる。すなわち、「たとえ皇帝がしかるべき場所で冠を受けられなくとも、ケルン大司教から統治の権威 *authoritas* を受けることができ、あ

るいは選挙からその権威を有している」との箇所である。<sup>⑦</sup> これに続いて、アーヘンでケルン大司教によって戴冠されたなら、王冠を有し、王と呼ばれるとも書いているので、この権威とは王としての権威であらう。多くの教会法学者がこの教皇令の註釈で、教皇は両剣を有し、世俗的剣は教会を通じて皇帝に与えられるとの両剣論を主張しているが、四世の註釈には、教皇が皇帝に権力を授与するとの見解は認められないことは重要であらう。

以上のように、教皇の皇帝選挙への関わりにかんする三世の教皇令「ウエネラビレム」の四世の註釈には、教皇の権限を強化するような主張は認められない。むしろ、四世の方がはるかに控えめと思われる点も少なくないのである。

## 第二節 教皇令「ペル・ウエネラビレム」の註釈

三世の教皇令「ペル・ウエネラビレム」は、モンペリエ伯ギヨームの庶子準正の要請に対して答えたものである。<sup>⑧</sup> 三世はこれを拒否するのだが、そのためには直前に行ったフランス王フィリップ二世の庶子の準正との違いを明確にせねばならなかった。

この教皇令は、最初の部分で、とりわけ準正権を有する上位者がローマ教皇以外に見いだされない場合には、庶子を世俗的行為

にかんして準正することができる、と主張する。フランス王には世俗的領域において上級者がいないのだが、モンペリエ伯はフランス王などの上級者がいる。従って、もし教皇がモンペリエ伯の庶子を準正すれば、フランス王の裁判権を侵すことになるので、教皇は準正を拒否するのである。

この問題はこれでほぼ片づくのだが、次に教皇令は教皇の世俗的領域への介入についての独自の理論を展開し、教皇は教皇領以外でも「特定のケースを吟味し *certis causis inspectis*、場合に よつては *casualiter*」世俗的裁判権を行使することができる、と主張する。その根拠として、旧約聖書の『申命記』第十七章が引用される。「もしあなたがたちの中で、血と血、権利と権利 *causam et causam*、ライとライの間の裁判が困難で曖昧と判断されたなら、あるいは町の裁判官の意見がまとまらないなら、立ち上がった、あなたの主なる神が選ばれる場所に登り、レヴィ族の祭司と そのときの裁判官のもとに行き、彼らに尋ねよ。彼らはあなたに 真の裁きを告げるであろう。」教皇令は、血と血の間の裁判とは世俗的刑事裁判を、ライとライの間の裁判とは教会の刑事裁判を、権利と権利の間の裁判とは教会の裁判にも世俗的裁判にも関係する問題を指すとし、この問題において困難なこと、あるいは曖昧なことがあるなら、教皇庁に訴えるべきである、と主張する。神

が選ばれる場所とは、すなわち、教皇庁である。そして教皇がその裁判官であることは、ペトロに与えられた鍵の権能、彼が神によつて生者と死者の裁判官に任命され、永遠の司祭なるメルキセデクの位に等しいキリストの代理人であること、『コリント前書』第六章一節が根拠となるのである。

グレゴリウス九世の『教皇令集』第四巻に収められたこの教皇令は、両権関係についての三世のもっと包括的な議論である。しかし、とりわけ最後の部分が難解で、当時の教会法学者の間でも、現代の歴史家の間でも、激しく議論された。⑩では、四世はこの教皇令にどのような註釈を加えているのであろうか。

四世はまず、「使徒座は世俗的準正をもすることができる、とりわけ、ローマ教皇以外に準正権を有する上級者がいない場合、庶子を準正できるということが、『より真実らしく *verisimilius*』思われ、より確かと考えられる」との部分の「より真実らしく」にかんして、「しかし、真実ではない」と否定し、その理由として二元論の原則を提示する。「なぜなら世俗的領域と霊的領域はことなり、別の裁判官を有するからである。一方の裁判官は他方に属する事柄に介入してはならない。」⑪このように、四世は「ベル・ウェネラビレム」の最初の部分について、教皇の世俗的準正権を否定し、二元論の原則を強調する。

しかし、四世はいかなる場合にも教皇による準正が世俗的效果をもちえないと主張するわけではない。彼が言うには、教皇は世俗的領域において「係争を伴う裁判権 *irisdictio contentiosa*」は有していないが、「係争を伴わない裁判権 *irisdictio voluntaria*」を有する。そして、直接的にはなくても、結果的に、間接的に許されることがある、と主張する。では、教皇は常に間接的效果によって世俗的領域に介入しうるのであろうか。この箇所だけを読むとそう考えられないわけではない。しかし、先の明確な二元論の原則の主張、この後で述べられる、教皇庁への上訴の限定から、また四世が実際にそのような準正を行った際の書簡に「帝位が空位なので」、あるいは「王位が空位なので、教皇を除いてそのような権限を有する人物がない」<sup>⑬</sup>とあるように、教皇以外に準正権を持つ者がいない場合に限られる、と考えられよう。すなわち四世は、世俗の上級者がいない場合、教皇に準正を求めることができると主張しているが、教皇は世俗的準正を行うのではなく、教皇による霊的準正が間接的・結果的に世俗的效果を持ちうる、と主張しているのである。ここには教皇の世俗的領域への介入にかんして、教皇令の主張より慎重で敵密な態度が認められると言うことができる。

「ベル・ウエネラビレム」の「フランス王は世俗的領域におい

て上級者を認めない」という言葉は、教会法における王国の帝國からの独立の根拠ともなるのだが、これについて四世は、「事実上 *de facto*」はそうであるが「法的に *de iure*」は教皇に從属する、と主張する。「法的に」從属するとは、場合によっては教皇がその裁判権に介入することができるという意味であり、この主張も三世のそれと異なるものではない。<sup>⑭</sup>

「ベル・ウエネラビレム」の最後の部分は、先に述べたように、準正の問題に限らず、教皇権の世俗的領域への介入についての理論を展開し、極めて重要な部分であるが、四世はこの註釈にあまりスペースを割いていない。『申命記』による裁判の三区分別については、次のようにいくつかの具体的問題を挙げている。「ベル・ウエネラビレム」が世俗的刑事裁判とする「血と血の間の裁判」については、殺人、姦通、窃盗などの世俗的犯罪事件を挙げる。

教会の刑事裁判とされる「ライとライの間の裁判」には、異端やシモニア、瀆聖などの教會的犯罪を挙げる。双方に関連する「權利と權利の間の裁判」とは世俗的民事訴訟や十分の一税、教會保護権にかかわる問題などの教會的民事訴訟とする。そして、四世は「これらすべてにおいて、もし困難なことがあつたならば、教皇庁に訴えるべきである」<sup>⑮</sup>とし、刑事問題においても、

民事問題においても同様に理解されるとして、この註釈を終えて

いる。

この部分で検討すべき問題は二つある。一つは「権利と権利の間の裁判」の解釈である。これについては、かつて歴史家はこれを両方の裁判権に関連する問題、たとえば嫁資の問題などを指すと解釈していた。四世などその後の教会法学者が、世俗的民事訴訟と教会的民事訴訟と解釈したことは、三世の意図の拡大解釈で、教皇権の強化となる、と考えられたのである。これに対してティアニは次のように反論する<sup>⑦</sup>。まず、ラウレンティウス・ヒスパニクスやウインケンティウス・ヒスパニクス、ヨハンネス・テウトニクスら世俗権の自律性を擁護する立場にあった教会法学者が、両裁判権に関連する問題という狭い意味に解釈していない。また、両方の裁判権に関連する問題が教会裁判官によって裁かれることは当時の教会法学者の間で意見が一致していたが、誰もその根拠として「ペル・ウエネラビレム」を挙げしていない。四世の解釈は当時においては当然の解釈であり、三世の考えがそうではなかったとは考えられない、と言うのである。ティアニの主張は妥当であり、四世は裁判の三区分について事例を挙げて具体的に述べただけで、教皇権を強化していないと言うことができよう。

もう一つの問題は、「これらすべてにおいて、もし困難なこと、曖昧なことがあったなら、教皇庁に訴えるべきである」の「これ

らすべてにおいて」である。「ペル・ウエネラビレム」では、困難なことなどがあったとき、教皇庁に訴えるべきなのは、「権利と権利の間の裁判」のみにように思われる。しかし、四世は三つの裁判すべてに適用しているのである。だがこのことも教皇権の強化にはつながらない。「ライとライの間の裁判」すなわち教会の刑事裁判が、教皇庁に訴えられることには異論はない。「血と血の間の裁判」すなわち世俗の刑事問題についても、三世が教皇は全く関知しえないと考えていたとは思われない。実際、教皇令「ノウイト」<sup>⑧</sup>でそのような問題に「罪の理由で」介入する権利を主張している。すなわち、「ペル・ウエネラビレム」では「権利と権利の間の裁判」にしか適用されていなくても、三世の理論においてはそのほかの裁判においても適用されうることとは明らかなのである。ベニングトンは「ペル・ウエネラビレム」における三世の用語法の法学的不明確さを指摘し、当時の教会法学者だけでなく、現代の歴史家をも当惑させている、と言っている<sup>⑨</sup>。この問題においても、四世が教皇令の内容を拡大解釈したとは認められない。

「ペル・ウエネラビレム」は教皇の裁判権の根拠として、ベトロに与えられた鍵の権能、メルキセデクの位に等しい者であるとの主張、『コリント前書』第六章三節を挙げているが、これらに



は四世の註釈は全く触れていない。鍵の権能は、当時の教皇や教会法学者がしばしば言及した教皇権の根拠であり、四世もこれをしばしば用いているが、四世がメルキセデクや『コリント前書』第六章三節を根拠に教皇の介入権を主張したことは、「エゲル」が彼に帰せられるべきでないなら、まったくくない。

以上のように、四世の註釈は「ベル・ウエネラビレム」の内容をより具体的に、法学的に明確にしている。この解釈が、三世の教皇令の主張を逸脱し、教皇権を強化したとは決して言えないのである。

### 第三節 教皇令「ノワイト」の註釈

一二〇〇年、フランス王フィリップ二世とイングランド王ジョンは、ル・グレの和約を結んだ。しかし一二〇二年、フィリップはジョンが誠実宣誓に違反したという理由で封土没収を宣言し、ノルマンディに攻め込んだ。ジョンがフィリップの誓約違反によるポワトゥー伯領奪取を教皇に訴えたのを受けて、三世は調停に乗り出し、フィリップに休戦を勧告した。フィリップとフランス司教団は、封土にかんする問題に教皇は権限を有さないとして三世の調停を不当として非難した。一二〇四年四月、三世はこれに反論し、その行動を正当化する教皇令「ノワイト」を発する。<sup>24</sup>

「ノワイト」は、教皇がフランス王の権力を侵害する意図のないことを強調する。では何故、介入するのか。その一つの理由は、ジョンから教皇庁へ福音的告発があったことである。<sup>25</sup> すなわち、ジョンによれば、フランス王が彼に対して罪を犯し、ジョンは福音の規定に従ってフランス王を戒告しようとしたが、効果がなかったので教会に訴えたのであり、またこのことを証明できる、というのである。

第二に、教皇は「封土について裁くというのではなく」、「罪について裁決しようと考えている」と言う。そして、国王であってもこのような場合、教会の裁判に服さねばならないことを主張する。いかなるキリスト教徒も、大罪を犯し、戒告に従わないなら、教皇によって制裁を加えられるのである。

第三に、この問題は平和にかんする問題であり、平和に対する罪は教皇の裁判に委ねられる。とりわけ、フランス王とイングランド王は宣誓によって平和を誓約したにもかかわらず、これを守らなかつた。宣誓についての審理は教会の権限であり、教皇は平和を回復するためにそれを用いるのである。

この教皇令の重要性は、教皇の世俗的領域への介入を「罪の理由で *ratione peccati*」なる根拠に基づかせたこととともに、福音的告発という告発の新しい方式を確立したことである。四世の

註釈は、福音的告発を中心としている。

四世はまず、福音的告発の進め方を説明する。誰かが他人の罪を知ったなら、勧告を行い、それに従わないなら、教会に訴え、証人を立てて彼の罪を証明する。教会の判決が下されても彼が悔い改めないなら、彼を異邦人か徴税人のように見なすべきである。これは公式の破門ではなく、祈禱やミサにおいては避けるべきではないが、親しくつきあってはならない、ということである。では福音的告発を誰が行うのか、福音的告発は誰の義務でもないが、名譽なき者 infames、貧民 minores、女性でも、犯罪の状態にとどまっていない限り、福音的告発を起こすことができる。彼らは、証人としても認められる。被告に求められる贖罪は、犯罪の、世俗的でなく贖罪のみである。福音的告発は、世俗的事柄にかんしても起こすことができる。

このような四世の説明は福音的告発によって世俗的事柄にかんしても教会に訴えることを認めており、教会の裁治権を広げるものとも考えられよう。しかし、彼は福音的告発は簡単には受理されないとする。このことを、イングランド王の福音的告発について具体的に述べ、彼の福音的告発が受理されるためには、まずポワトゥー伯領がイングランド王のものであることを証明し、さらにそれをフランス王が良心に反して不当に保持していることを証

明せねばならず、これは極めて困難である、と言っている。

「罪の理由で」については、次のように述べる。どのような罪が教会によって裁かれるべきなのか。四世はここで、「ノウイト」に述べられている平和侵害の罪、偽誓の罪とともに、シモニア、瀆聖、高利貸し、異端、姦通の罪を挙げている。これらの罪が教会によって裁かれるべきことは、教会法学者の共通見解であった。②四世の「ノウイト」の註釈は、福音的告発に大きなスペースが割かれている。そして、彼は福音的告発を承認しながらも、それが受理される条件を厳密に限定していると言えよう。有名な「罪の理由で」については、四世はあまり触れていないが、ここで挙げられている教会の裁判に属するべき罪は何ら特別のものではなく、当時の教会法における共通見解が述べられただけである。以上のように「ノウイト」の註釈においても、四世がテキストを拡大解釈して、教皇権を強化する主張を行ったとは認められないのである。

本章では、三世の三つの教皇令に四世が加えた註釈を検討した。ここでは、四世は法学的に、具体的に解釈しており、拡大解釈によって教皇の世俗的領域への介入権を強化したことは認められない。

① これについては J. Sayers, *Innocent III: Leader of Europe 1198*

- 1216, London 1994, pp. 49-65. 梅津晴彦「教皇権・皇帝権・教皇領——イノケンティウス三世における——」『ヨーロッパ・キリスト教史』所収、一九七一年、中央出版社、二六一—二九四頁。理念的側面については、同「対ドイツ政策を見るイノケンティウス三世の教皇理念」『上智史学』九（一九六四年）二六一—三九頁。同「トランスマンナハ・インムリイ考——イノケンティウス三世の「帝権移転」理論——」『清泉女子大学紀要』二八（一九八〇年）七四—九六頁。
- ② Friedberg II, I, 6, 34, cols. 79-82.
- ③ *Apparatus*, ad X I, 6, 34.
- ④ Ed. C. Rodenberg, *Epistolae s. XIII e Regestis Pontificum Romanorum II* (=Rodenberg II), in: *M. G. H.*, Berlin 1887, n. 159.
- ⑤ J. A. Cantini, "De autonomia iudicis saecularis et de Romani Pontificis plenitudine potestatis in temporibus secundum Innocentium IV," *Salesianum* 23 (1961), pp. 413-414.
- ⑥ 「カヤニ」が「帝権移転論や諸侯の皇権論を権と結びつけた言及について」Herde, *op. cit.*, pp. 527-528. 後で扱うカヤニが「筆者がこの文書は四世の思想を忠実に反映するものではないかと考えた」。拙稿「教皇権と世俗権」三六一—四〇頁。
- ⑦ "...si Imperator coronam in loco debito recipere non possit, nihilominus auctoritate ministrandi ab Archiepiscopo Colon. postet recipere, vel suam auctoritatem habet ex electione." 教会法學誌の「權威 auctoritas」は実質的な支配権を意味した。また、の・シムナーに「カヤニ」が「教皇法學誌は「權威」を「權力 potestas」を区別せず、互換的に使用している」。S. Kurtner, "On 'Auctoritas' in the Writing of Medieval Canonists: The Vocabulary of Gratian", in: *La notion d'autorité au Moyen Age: Islam, Byzance, Occident*, Paris 1982.
- ⑧ J. A. Watt, "Spiritual and Temporal Powers," in: ed. by J. H. Burns, *The Cambridge History of Medieval Political Thought c. 350-c. 1450*, Cambridge 1988.
- ⑨ ナキステル Friedberg II, 4, 17, 13, cols. 714-716. この教皇令については「淵論彙」第二二・三世紀ヨーロッパにおける両劍論——その理論と現実——（『宗教法』一、一九八三年）一六六—一六七頁。なお、注九の「カヤニ」の全訳がある。
- ⑩ K. Pennington, "Pope Innocent III's Views on Church and State: A Gloss to Per Venerabilem (=Church and State)," in: *Law, Church and Society: Essays in Honour of Stephan Kurtner*, Philadelphia 1977, p. 4.
- ⑪ B. Tierney, "'Tria Quippe Distinguit iudicia....' A Note Innocent III's Decretal Per Venerabilem (=Tria Quippe)," *Speculum* 37 (1962), p. 48.
- ⑫ "...nam temporalia & spiritualia diversa sunt & diversos iudices habent; nec unus index habet se intrinsece de pertinentibus ad alium,..."
- ⑬ Rodenberg II, p. 238 n. 314, p. 485 n. 679.
- ⑭ Tierney, *Tria Quippe*, p. 49.
- ⑮ 拙稿「教皇権と世俗権」五〇頁。
- ⑯ "...in his omnibus, si quid difficile, vel ambiguum fuerit, ad sedem Apostolicam recurrendum est."
- ⑰ Tierney, *Tria Quippe*, pp. 50-54.
- ⑱ *Ibid.*, pp. 50-51.
- ⑳ Pennington, *Church and State*, pp. 20-21. ケリントンは「三世紀に及ぶ」としてカヤニの教皇令のキヤレントルと

主張については、K. Pennington, "The Legal Education of Pope Innocent III," *Bulletin of Medieval Canon Law* 4 (1974), pp. 70-77.

② 「ノウィット」のテキストは、Friedberg II, 2, 1, 13, cols. 242-244.

この教皇令については、淵倫彦「カノン法」『中世史講座』四所収、一九八五年、学生社、四二一—四二三頁。なお、注四に「ノウィット」の全訳がある。

② 福音的告発については、淵、前掲「カノン法」四二三頁。福音的告発の根拠となるのは『マタイ書』第十八章一五一—一七節。

② J. A. Brundage, *Medieval Canon Law*, London 1935, passim.

## 第二章

ここでは、メッローニが四世の新観念を示す史料とする三つの史料を検討する。

### 第一節 「エゲル・クイ・レニア」

この文書は、廃位宣言へのフリードリヒの反論に対して書かれたとされる文書である。しかし、これを四世自身が書いた、あるいは彼が承認を与えた確たる証拠はなく、議論はなお続いている。筆者はかつてこの文書について検討し、これは四世の思想を忠実に反映するものではない、と結論を下した。<sup>①</sup> その理由は、(一) 一三世紀半ばにこの文書に言及した史料が存在しないこと。(二)

四世のレジスターに収められていないこと。(三) 廃位宣言やその註釈で四世が挙げていない多くの根拠を「エゲル」が挙げていること、などである。

メッローニは、この文書を偽書とする明確な根拠はないとし、当時教皇庁職員であったアルベルト・ベハイムのレジスターから発見されたことから、教皇の周辺で作成され、それは当然四世が受け入れられるものであり、四世が到達した新しい思想を示す文書である、としている。<sup>②</sup>

メッローニの主張は微妙である。「エゲル」の内容は正確に四世の思想を反映するとは言わず、四世に受け入れられるもので、それ故四世の思想研究の史料となりうると主張する。筆者も後述べるように、「エゲル」が必ずしも四世の主張と対立すると考えるわけではないが、しかし四世の理論を検討するための史料とすべき文書ではないと考える。その根拠をもう一つ挙げておこう。リヨン公会議で廃位宣言を下す前に、四世はオットー一世による特権を初めとする、皇帝からローマ教会に与えられた九一の特権を集めさせた「トランスタンティ」[*transunti*]<sup>③</sup>を提示したが、メッローニはそこに「コンスタンティヌスの寄進状」が含まれていないことに触れ、それを驚くべきこととしながら、皇帝がこの文書を根拠に帝国権力の始源性を主張できると考えたためである、と

言っている<sup>④</sup>。一二三六年にグレゴリウス九世は中部イタリアにおける教皇の世俗権と皇帝戴冠権を「コンスタンティヌスの寄進」に基づかせたのであるが、そのような権限が皇帝による譲与によるのであれば、現在皇帝であるフリードリヒはその譲与を撤回すると主張することが可能なのである。<sup>⑤</sup>ところが、「エゲル」は「コンスタンティヌスの寄進」をその主張の根拠として提示している。もっとも、ここでは「寄進」を本来教皇庁に属する権力を「返還」したにすぎないとの解釈が示されている。四世はリヨン公会議後にこのような解釈を編み出し、公会議では根拠としなかった「寄進」に「エゲル」で言及したのであろうか。しかし、それならなぜその後書かれたと考えられる廃位宣言の註釈では、「寄進」に全く触れていないのであろうか。

このようにやはり筆者は、「エゲル」は四世の見解を忠実に反映するものではなく、四世の思想研究の史料とはならない、と考える。他方、メッローニのように「エゲル」がそれ以前の思想と相容れない新しい見解を示している、とも考えない。

メッローニは、「エゲル」がキリストの代理である教皇を中心とするキリスト教世界観念を表明していると主張している。確かにここには、教皇権に皇帝を含むすべての人が従属するとの主張や、真の王にして真の司祭であるメルキセデクをキリストを予示

するものとする主張があり、そのような観念を承認することができよう。だが、多くの根拠を挙げて「エゲル」が主張するのは、「特定のケース」において教皇がすべてのキリスト教徒を裁くことができることである。<sup>⑥</sup>すなわち、「エゲル」がいかに教皇権の優位性を強調していても、それは教皇の「絶対的」優位性、恒常的介入権ではなく、「必要な場合」における介入の主張なのである。その意味で、聖俗両権の並立の原則はなお保たれているのである。

廃位を正当化しようとする「エゲル」が教皇権の優位性を強調するのは当然である。この文書は、教皇権の優位性の多くの根拠を列挙する。その中には、四世が他の所で全く言及していないものも少なくない。そのような根拠とは、『コリント前書』第六章三節、『エレミア書』第一章一〇節、返還にすぎないというコンスタンティヌスの「寄進」、メルキセデクの比喩などである。また帝権移転と諸侯の皇帝選挙権を結びつけている。しかし、これらは当時の教会の主張と隔絶した、新しい観念を示すものではない。なぜなら、それらはいずれも三世時代にすでに用いられていたものばかりだからである。たとえば、『コリント前書』の一節は先に見たように「ベル・ウエネラビレム」に、『エレミア書』の一節は即位式の説教や教皇令「ソリタエ」<sup>⑦</sup>、「ノウイト」<sup>⑧</sup>にあり、コン

スタンティヌスの寄進を返還にすぎないとする解釈はイングラランド王ジョンを封臣として受け入れる書簡での主張と本質的に類似し、メルキセデクの比喩は「ベル・ウエネラビレム」や先のジョンへの書簡などに、帝権移転論は先に見た「ウエネラビレム」に認められる。すなわち、「エゲル」は強力に教皇権の優位性を主張するが、その内容は決してそれ以前の教会の主張と相容れないわけではなく、むしろ三世の教皇令などの主張から構成されたもののである<sup>⑩</sup>。

「エゲル」は四世の思想を忠実に反映するものではない。他方、教皇権の優位という一面を極端に強調する文書ではあるが、それ以前の教皇の政治理論から隔絶した新しい観念を示すものでもない。「エゲル」は四世の思想の発展も、また新しいキリスト教世界観をも示すものとは言えないのである。

## 第二節 教皇令「リケト」の註釈

次に検討するのは、三世の教皇令「リケト」への註釈である。「リケト」は、一二〇六年五月にヴェルチェッリ司教に宛てて書かれた、世俗裁判所から教会裁判所への上訴について述べた教皇令である<sup>⑪</sup>。教皇庁にヴェルチェッリのコンスルとムーネナから訴えがあった。俗人が世俗的問題について、教皇庁の書簡を盾に、

世俗裁判ではなく教会の裁判を求めた、というのである。教皇令は次のように答える。世俗的問題について俗人が教皇庁の書簡を得ていても、コンスルやムーネの世俗裁判所が正しい裁きを行うなら、書簡は無効であり、司教がそれを裁くことはできない。

しかし、訴えた者がコンスルの裁判で圧迫されていると感じるなら、とりわけ帝位が空位で上訴する上級の世俗裁判官がいなければ、司教、あるいは教皇のもとに訴えることができる。また、世俗裁判官に疑惑がある場合、互選された調停者が調査し、疑惑が確かなら司教あるいは教皇に訴えることができる。

この教皇令は、教皇の世俗的領域への介入について、重要な内容をもっている。「帝位が空位の時」、「裁判官に疑惑のある場合」などの介入の根拠となる文言が示されているのである。では、四世はこれにどのような註釈を加えたのであろうか<sup>⑫</sup>。

四世はまず、そのような教皇書簡が無効であることを、二元論の原則を根拠に承認する。しかし、世俗裁判官が裁判を怠るなら、そのような書簡は有効となり、教会裁判官の世俗的領域への介入が為されることになるのだが、これについて四世は、書簡が有効となるケースを限定し、書簡が出されたときに世俗裁判官が怠慢であったのでなければ、たとえその後怠慢になってもその書簡は有効ではない、と述べている。

次に「帝位が空位の時」について、帝位が空位であっても他に上級の世俗裁判官がいるのであれば、教皇は上訴を受理しないと教皇の介入に限定的な考えを示しながら、教皇と皇帝の関係について重大な発言をする。帝位が空位の時の教皇の介入の理由として、「教皇と皇帝の間には特別の関係がある、すなわち教皇は彼を聖別、審査し、皇帝は教皇の保護者で、教皇に宣誓し、教皇からインペリウムを受けるからである」<sup>⑬</sup>というのである。「教皇が皇帝を聖別、審査する」との部分について、メッローニは聖別が前、審査が後になっていることから、この審査はすでに皇帝に当たっている者を審査して廃位することを意味しているとし、このことからこの註釈が廃位以後に書かれたと主張している<sup>⑭</sup>。しかしこれは説得的とは思えない。もしこの審査が廃位すべきかどうかの審査を指しているなら、なぜはつきりと廃位権に触れなかったのであろうか。また皇帝候補者の審査権は先に見たように三世が「ウエネラビレム」で主張し、四世がその註釈で確認している権限であり、教皇にとってきわめて重要であったこの権限に四世がここで触れないのも不自然である。従って、この部分は廃位権を主張しているとは認められず、この註釈が廃位宣言後に書かれたという根拠にもならないのである。

「皇帝は教皇から『インペリウム』を受ける」との部分も検討

が必要である。この主張は教皇の世俗的領域への介入についてどのような意味をもつてあろうか。もし、皇帝が教皇によって戴冠されるまで「帝位が空位」の状態とされるなら、教皇の介入権は極めて強力なものとなろう。しかし、そのような介入権の拡大は認められない。先に述べたように、四世は「ウエネラビレム」の註釈で、皇帝は王としての権威をケルン大司教、あるいは選挙から得ると述べている。また、フリードリヒ廃位後、一二四六年五月にチューリングゲン辺境伯ハインリヒ・ラスベが、ハインリヒの死後の一二四七年一〇月にはウイレム・フォン・ホラントが選出された時、四世は彼らを皇帝と呼ぶことはなかったが、「ローマ人の王 rex Romanorum」と呼んでいる。すでに彼らが選挙によって王権を有しているのなら、「帝位が空位」であっても「王位が空位」でないのだから、教皇の介入権は認められない。この註釈で、四世が教皇による皇帝へのインペリウム授与を根拠に主張しているのは、帝位が空位の時に世俗的問題の上訴を教皇あるいは教会裁判所が受理できる、ということだけである。インペリウム授与を根拠に、たとえば皇帝廃位権を、当時の教会法学者のアラーヌスやタンクレドゥス、ホステイエンシスらのように主張していない<sup>⑮</sup>。

王が不在、あるいは裁判を行わない場合も、教皇がそれに代わ

って上訴を受理することができる。その根拠は、「王が教皇からレグナムを受けるからではなく、教皇がキリストの代理であるが故に有している『全き権力 plenitudo potestatis』による」<sup>⑧</sup>とされる。ここでは「全き権力」が王が不在の場合の介入権の根拠とされているが、これも「ベル・ウエネラビレム」に認められる主張である。

ここで四世は、教皇あるいは教会裁判所が世俗的問題の上訴を受理しうる一のケースを列挙する。これについては前稿で検討したが、それらを四つにまとめると、(一)「帝位が空位」などの理由で上訴する上級の世俗裁判官がないとき、(二)教会が保護すべき人々がかかわっているとき、(三)教皇領内の世俗的問題、(四)罪がかかわっているとき、となる。これらはいずれも当時の教会法ですでに認められたケースであって、介入権の拡大は認められない。

次に、このような教皇権の起源を天地創造にまでさかのぼらせて、歴史的に根拠づける。神は創造後しばらくは自らこの世を支配した。アダムとエヴァ、カインに神自身が罰を加えたことが、それを示している。神が最初にその代理人としてこの世の支配を任せたのは、ノエであった。教会を象徴する箱船の操縦を、神が彼に任せたことがそれを示している。その後、ユダヤの民の統治

は族長 Patriarchae、士師 Iudices、王 Reges、祭司 Sacerdotes が神の代理として継承し、キリストに至る。そしてキリストがペトロに天の国の鍵を与え、「私の群を牧しなさい」と言ったとき、ペトロとその後継者を代理人としたのである。このように教皇権の起源を述べた後、四世は次のように書いている。「多くの事柄においてこの世の職務と統治は分けられているが、必要なときにはいつでも教皇に訴えられるべきである」<sup>⑨</sup>。確かに、四世が教皇権の起源を天地創造にまで遡らせ、権力が神から断絶なく教皇へと引き継がれていると主張することは重要である。しかし、それによって彼が主張するのはあくまでもこれまで主張してきた、「必要な場合」における世俗的領域への教皇の介入権なのである。

以上のように、「リケト」の註釈も、教皇の「特定のケース」における介入権を根拠づけようとしているのであり、たとえそこに教皇によるインベリウム授与や天地創造にまで遡る教皇権の起源が主張されていても、教皇権の強化・拡大は認められないのである。

### 第三節 廢位宣言の註釈

四世によるフリードリヒの廢位とその理論は以前から教会の政治理論に画期を記すものとされてきた。<sup>⑩</sup> たしかに宗教的指導者で



ある教皇が、皇帝を廃位するということは重大な行為であるが、それによってメッローニの言うように新しい觀念が必要となったのであろうか。まず、註釈の内容を見てみよう。<sup>②</sup>

最初に、皇帝の廃位は公会議で宣言されるが、それはただ慣習によってであり、公会議が開かれなくても教皇の判決だけで皇帝を断罪できる、と主張する。しかし、教皇も廃位を軽々しく行うわけではない。「このような判決は緊急の必要性と多くの理由、犯罪、明らかな不名誉が皇帝に対して叫ばれていなければ下されるべきでないがゆえに、記憶されるべき」<sup>③</sup>なのである。君主の廃位には、聖職者の罷免理由より、重大な理由が必要である。フリードリヒ廃位の理由としては、廃位宣言で挙げられた偽誓、平和の侵犯、瀆聖、異端の疑惑の四つの罪状に言及しながら、とくに偽誓は君主にあるまじき罪であること、平和を守ることが君主の義務であること、第四回ラテラノ公会議の決議「エクスクムニカムス」に基づいて異端の疑惑のある者は贖罪しないなら破門され、一年間破門状態にとどまるなら異端者として断罪されることを主張している。そして、教皇が皇帝を廃位できるのは「法的に」であることされる。このような教皇の権限の根拠として、「全き権力」とキリストの代理職、ペトロに与えられた鍵の権能が挙げられている。すなわち、キリストはこの世にあったとき、自然権 *ius*

*naturalis* によって皇帝などを廃位することができたが、その代理もそれが行える。なぜなら、「ペトロの死後、神が創造した人類を一人による統治 *regimen unius personae* なしに残したなら、不合理なことになったであらうから」<sup>④</sup>。

では、この註釈にメッローニが主張するような新しいキリスト教世界観が示されているかどうかを検討しよう。まず、皇帝の廃位は、公会議なしに教皇一人で行えるとの主張だが、メッローニは、公会議の権威を必要としなくなったのは、フリードリヒが死去して教皇の地位が確立したためとし、この註釈の記述年代を一二五〇年のフリードリヒの死後としている。註釈の記述年代について筆者はメッローニの主張を肯定する論拠も否定する論拠も持ち合わせないが、廃位における公会議の必要性を否定したのは、フリードリヒの危険が去ったためというより、皇帝側の反論に答えるためと考える。なぜなら、リヨン公会議でフリードリヒの代理タデオ・ダ・スエッサは参加者の少なさを指摘して、これは公会議とは呼べないと主張し、またフリードリヒも廃位宣言に対する反論で、「教皇は公会議と呼んでいる」として、これを公会議と認めないことを暗に示唆しているからである。<sup>⑤</sup>

廃位宣言のために公会議は不可欠でないとの主張は、あまり問題とならないであろう。なぜなら、管見では廃位に公会議が必要

と主張した教皇や教会法学者はいなかったし、また皇帝廃位の前例であるグレゴリウス七世によるハインリヒ四世の廃位宣言も公会議<sup>⑤</sup>で下されたものではなかったからである。では、キリストがベトロの死後も人類を「一人による統治」のもとにおいたとの主張はどうであらうか。これまで見てきたように、四世の理論では、教皇はいかなる事柄でも裁く可能性がある。しかし、それは「場合によって」であり、いついかなる時にもあらゆる問題が裁けると主張しているのではない。廃位宣言の註釈においても、教皇が皇帝を廃位するのは「法的に」であるとして、特別なケースにおける判決であるとしている。「一人による統治」とは、このような教皇の権限の根拠として言われているのである。このような観念は、三世にも認められる。即位式での説教の、教皇は「神と人間の間におかれた者で、神には劣るが人には優り、神より小さな者であるが人より偉大な者であり、誰をも裁くが誰からも裁かれない」、あるいはコンスタンティノープル総大司教への書簡の「ベトロが海に入ったことは、教皇の特権を示し、これによって全世界を統治するべく引き受けた」等の主張に表れている観念と同じものなのである。また四世は、三世の教皇令「クオド・スベル・ヒス」の註釈で、「教皇はキリスト教徒に対してだけでなく、異教徒に対しても裁治権を有している」、「教皇はすべてに対して裁

治権と権力を、事実上ではないが、法的に有している」と述べているが、ここでもこれを根拠に主張されるのは、教皇が場合によってはキリスト教徒、あるいは異教徒を裁くことができるということである<sup>⑥</sup>。メッローニはこの註釈を一二四八年以降に書かれたとしているが、筆者は廃位以前に書かれたものと考える。なぜなら、この註釈で聖地奪回の正当性の根拠として皇帝がエルサレム王であることが挙げられているが、皇帝とエルサレム王を兼ねた唯一の人物はフリードリヒ二世だからである。従って、「一人による統治」とは、あくまで特定のケースにおける教皇の介入権の根拠であり、三世にも、廃位宣言以前の四世にも認められる観念なのである。

たしかに、四世が皇帝の廃位宣言を下したことは、重大な行為であり、過小評価することはできないであらう。しかし、当時の多くの人々にとって教皇が皇帝を廃位できることは、決して認めがたいことではなかった。グレゴリウス七世によるハインリヒ四世の廃位という先例があり、廃位されたハインリヒ自身が、異端以外の罪で皇帝は教皇に廃位されないと、異端によって廃位されうることを認めているのである<sup>⑦</sup>。グラティアヌスの『デクレートゥム』には、教皇ザカリアスがメロヴィング朝最後の王ヒルデリッヒ三世を廃位したとのグレゴリウス七世の言葉が収められ

ている<sup>①</sup>。教会法学者は皆、手続きについては様々な意見があったが、教皇の廃位権を認めていた<sup>②</sup>。また、公会議での皇帝の断罪という計画は、四世がグレゴリウス九世から受け継いだ計画であった<sup>③</sup>。さらに、廃位宣言には「公会議において枢機卿らと慎重な協議をして」この判決を下すとあるが、実際、四世は公会議開催中に高位聖職者たちに廃位の適否を諮問している。残念ながら、その回答はスサのヘンリクス、すなわちホステイエンシスのものを除いて残っていないが、彼は廃位を適当としている<sup>④</sup>。判決以前から、フリードリヒの廃位を求める声もあった。フリードリヒと対立していたロンバルディアの諸都市は、リヨンに向かう途中でシエノヴァに滞在していた四世に、フリードリヒを公会議に召喚するだけでなく、廃位するよう頼んだ。マインツとケルンの大司教は、フリードリヒを廃位するなら「平和的な」皇帝を選出すると約束した<sup>⑤</sup>。

廃位宣言の註釈は、教皇権の優越性を強調している。しかし、それはメッローニの言うような極端な主張ではなく、また新しいキリスト教世界観を示しているわけでもない。カトリック・キリスト教世界である一三世紀の西欧においては教皇による皇帝廃位は決して認めがたいことではなかった。もちろん、それは頻繁に、軽々しく行われうるものではなかったが、その可能性は否定され

なかった。廃位宣言の註釈にある「一人による統治」も、三世によっても同様のことが主張されており、決して新しい主張ではない。そしてその意味するところは、いかなる事柄でも「場合によっては」教皇が裁く可能性がある、ということである。このように、四世は以前の観念を変更する新しいキリスト教世界観を提示したのではなく、廃位を慎重に教会法に基づかせているのである。

① 前掲拙稿「教皇権と世俗権」三六一—四〇頁。最近では、「この文書を四世の思想研究の史料としない傾向が強く、カンティニー、ヘルデン、ケンペ、ニングトン、フォルツらは「この文書に四世の思想が忠実に反映されている」ことを否定している。Cantini, *op. cit.*, pp. 410-416; Herde, *op. cit.*, p. 508; F. Kempf, "Die Absetzung Friedrichs II. im Lichte der Kanonistik," in: *Probleme von Friedrich II.* (Vorträge und Forschungen 16, 1974), p. 347; Pennington, *Church and State*, p. 18; R. Foltz, *Translation de L'Empire et Déposition de l'empereur dans la vision des canonistes et des papes (1140-1245)*," in: *Deus qui mundat tempora*, Menschen und Institutionen im Wandel des Mittelalters, Sigmaringen 1987, pp. 330-331.

② Melloni, *op. cit.*, pp. 147-148.

③ *Il papa e il re*, G. Battelli, I *Transunti di Leone del 1245, Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung* 62 (1954), pp. 336-364.

④ Melloni, *op. cit.*, pp. 89-90.

⑤ Rodenberg I, pp. 599-605 n. 703; B. Tierney, *The Crisis of Church & State 1050-1300 (=Crisis)*, Englewood Cliff 1964, p. 142.

- ⑥ 前掲拙稿「教皇権と世俗権」六一頁。
- ⑦ Migne, *P. L.* 217, col. 657.
- ⑧ Friedberg II, 1. 33. 6 col. 198.
- ⑨ Tierney, *Continuity*, pp. 240-242.
- ⑩ グラウマン「オズン」は伝統的見解を述べつつも、このように。
- Herde, *op. cit.*, p. 470.
- ⑪ Friedberg II, 2. 2. 10. cols. 250-251.
- ⑫ *Apparatus*, ad X 2. 2. 10.
- ⑬ "...nam specialis coniunctio est inter Papam & Imperatorem, quia Papa eum consecrat & examinat, & est Imperator eius advocatus, & iurat ei, & ab eo imperium tenet."
- ⑭ Melloni, *op. cit.*, p. 155.
- ⑮ 前掲拙稿「教皇権と世俗権」五九一六〇頁。
- ⑯ "...hoc non facti, quod ab eo teneat regnum, sed de plenitudine potestatis quam habet, quia vicarius est Christi..."
- ⑰ 前掲拙稿「教皇権と世俗権」四五一四九頁。
- ⑱ "...licet in multo distincta sint officia & regimina mundi, tamen quandocunque necesse est ad Papam recurrendum..."
- ⑲ Melloni, *op. cit.*, pp. 157-159.
- ⑳ O. Hegeneder, "Das Päpstliche Recht der Fürstenabsetzung: Seine Kanonistische Grundlegung (1150-1250)," *Archivum Historiae Pontificiae* 1 (1963); Kempf, *op. cit.*; Folz, *op. cit.*
- ㉑ *Apparatus*, ad X 2. 27. 27. 隆化宣言の註釈の二〇七頁。前掲拙稿「教皇権と世俗権」五四一六〇頁。隆化宣言を J. Mansi, *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio*, t. 23, cols. 613-619.
- ㉒ "Est enim memorandum de hac sententia depositionis, quae non debet ferri, nisi urgente multa necessitate, & multis causis,

- & criminibus, & infamis manifestis contra Imperatorem clamantibus."
- ㉓ "...eadem absurditas sequeretur, si post mortem Petri humanam naturam se creatam, sine regimine unitus personae reliquisset..."
- ㉔ マローニの著作の副題は「この一人による統治」から採られたのであろう。
- ㉕ インマ・ペリスによればリヨン公會議に参加した司教は一四〇名であった。Matthaei Parisiensis, *Cronica Majora IV*, ed. H. R. Luard, London 1877, p. 431.
- ㉖ Tierney, *Crisis*, p. 145. ノットンは「皇帝の反論に答えるため」四世がこの註釈を急ぐを書いたとしている。Folz, *op. cit.*, p. 333.
- ㉗ ここでも公會議とは、普通公會議のことである。タデオとフリードリヒが否定したのはこれが普通公會議であることであった。
- ㉘ *P. L.* 217, col. 658, 214, col. 759.
- ㉙ "Papa qui est vicarius Christi, potestatem habet non tantum super Christianos sed etiam super omnes infideles..." "Papa super omnes habet iurisdictionem & potestatem de iure, licet non de facto..." *Apparatus*, ad X 3. 34. 8. この註釈の二〇七頁。拙稿「教皇インノケンティウス四世の対異教徒理論」『神戸海星女子学院大学・短期大学 研究紀要』第三三号、一九九四年、三五〇―三五四頁。
- ㉚ この註釈が書かれた時期については、拙稿「十三世紀前半における教皇の対マゴビド下朝政策」『史林』七八巻六号、一九九五年、一三二―一三三頁。
- ㉛ Hegeneder, *op. cit.*, p. 94 n. 138.
- ㉜ Friedberg I, C. 15 q. 6 c. 3. ノットンとクレンツの二つをミルンバウに結びつける。
- ㉝ Kempf, *op. cit.*, p. 355.

③ Melloni, *op. cit.*, p. 84.

④ "...cum fratribus nostris et sacro concilio deliberatione prehabita diligenti..." Rodenberg II, n. 124.

⑤ J. A. Watt, "Mediaeval Deposition Theory: A neglected Canonist Consultatio from the First Council of Lyons," *Studies in Church History* 2 (1965).

⑥ *Annales Placentini Ghibellini*, in: *M. G. H., Scriptores* 18, p. 488.

⑦ *Annales Wormanenses*, in: *M. G. H., Scriptores* 17, p. 49.

## おわりに

インノケンティウス四世は、教皇権優位の理論を頂点に押し上げた教皇とされる。本稿では、このような見解、とりわけその最も重要な主張であるメッローニの見解、すなわち四世は初期の穏健な思想から、フリードリヒの廃位を通じて教皇を中心軸とするキリスト教世界という新しい観念を打ち出したという説を検討した。そのためにまず、三世の三つの教皇令への四世の註釈を検討し、四世はこれらの教皇令からさらに強力な教皇権を主張してはおらず、むしろ厳密に解釈していることを明らかにした。つぎに、メッローニが四世の後期の見解を示すとする史料を検討し、四世が三世の教皇令の主張を越えて教皇権を拡大・強化したとは認められず、また四世の思想の変化も根拠がないことを明らかにした。四世が主張するのは「特定のケース」における教皇の介入であっ

て、そのような主張は三世の教皇令に一致する。確かに四世の理論には「一人による統治」の観念が認められる。しかし、それは明確にはないがすでに三世にも認められる観念なのである。

メッローニの研究は、四世の政治行動と理論を有機的に関連づけようとした、初めての研究である。このような検討が必要であることは、筆者も前稿で述べ、また課題としたことであるが、それは決して容易なことではない。メッローニは、『註解』を中心に四世の理論の発展・変化を明らかにしようとしたが、このような方法には重大な問題がある。それは、『註解』の各部分がいっ書かれたか確定できないことである。<sup>①</sup> 廃位宣言や自分自身の教皇令の註釈がその文書の発布以降であることは言うまでもないが、大部分の註釈がいつ書かれたかは、ほとんどの場合明らかにできない。しかし、三世の三つの教皇令への註釈が新しい見解を示すものでなく、メッローニが四世の新しい見解を示すものとするものもそれらの見解を修正するものではないことから、四世の理論に根本的な変化は認められない、と言えるだろう。すなわち、四世はフリードリヒとの対決という事態に、新しい理論によってではなく、これまでの理論の適用によって対応したのである。中世の教会の政治理論において、聖俗両権の分立は決して否定されなかった。しかし、他方では教皇の優位性も常に主張され続けた。

その優位性によって、特定のケースにおける教権の世俗的領域への介入が承認され、教皇による世俗君主の廃位をも、極限においては可能とされるのである。

では、四世の意義はどこにあるのか。それは、メッローニも指摘していることだが、彼が三世の教皇令を教会法学的に、具体的に明確化したことであろう。三世は教会法学者というより、むしろ神学者であった。また、四世がこのような教皇の権限を、帝権移転論や「コンスタンティヌスの寄進」、両剣論、メルキセデクに等しい者であるとの主張などの根拠に基づかせず、キリストの代理職や「全き権力」、鍵の権能など教皇権の根拠としてより確

実なものに基づかせていることも重要である。このような四世の態度は、カンティニの指摘にもかかわらず、これまで重視されてこなかった。四世の主張や態度を正確に評価するには、彼を当時の教会法学の中に位置づけて評価せねばならない。すなわち、デクレタリストたちの同じ教皇令への註釈と比較検討することが不可欠であろう。今後の課題としたい。

① メッローニ自身、それが困難であることを認めている。オリジナルは残っておらず、各部分がどのような順番で書かれたかも不明である。

Malloni, *op. cit.*, pp. 17-18.

② Cantini, *op. cit.*, pp. 413-414.

(関西大学非常勤講師)